第1章 計画の基本的事項

1 品川区環境基本計画の策定にあたって

(1) 策定の背景

区では、平成 15 (2003) 年度に環境施策の基本方針を定めた「品川区環境計画」を策定し、平成 25 (2013) 年度には「第二次品川区環境計画〔平成 25 (2013) 年度~平成 34 (2022) 年度〕」(以下、「第二次環境計画」とする)を策定しました。

第二次環境計画は、中間年〔平成 29 (2017) 年度〕に見直しを図ることが定められていましたが、下記の背景 1~3 に示すとおり、社会的な変化に対応しながら、更に環境保全を促進するためには、計画全体の刷新が必要と判断しました。

そのため、第二次環境計画の中間見直しではなく、「品川区環境基本計画」として新たな計画を策定することとしました。

背景 1 地球温暖化対策の重要度の高まりに対応することが必要

地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、地球温暖化対策は世界共通の切迫した課題として更なる対策の強化が求められています。

区においても、地球温暖化対策を環境計画の基本目標の一つに位置付けるとともに、平成22(2010)年度に「品川区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区内の温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

しかし、人口・世帯数の増加、事業所の床面積の増加等により、日々の生活や仕事の中で排出される温室効果ガスを削減しにくい特性も相まって、一層の削減努力が必要となっています。このため、地球温暖化対策をこれまで以上に充実させ、区民一人ひとりの実践を促し、実効的な対策の展開が必要となっています。

また、わが国全体のエネルギー政策の転換も踏まえた、新たな温室効果ガスの削減目標を掲げ、区内の現状に応じた進行管理への見直しも必要となっています。

背景 2 国・東京都の環境施策の動向への対応が必要

東京都は、「東京都環境基本計画」を平成28(2016)年3月に策定しました。また、国は「地球温暖化対策計画」を平成28(2016)年5月に策定しました。

区の環境施策は、国・都の施策や方向性と緊密に連携しながら進めることでより効果が発揮されるため、それぞれの新たな計画と整合を図り、一体的に環境保全対策を推進することが必要です。

背景3 区民・事業者の実践を促す機運の醸成が必要

環境保全の取り組みは、区民一人ひとりの実践が必要不可欠です。環境基本計画は、区民・事業者・区が取り組むべき施策・事業を明らかにするとともに、区民や事業者と将来像・目標を共有し、日々の取り組みの指針を示すものでもあります。

そこで、より区民・事業者にわかりやすい計画への刷新が必要であり、そのために「第二次環境計画」と「品川区地球温暖化対策地域推進計画」を一体化し「品川区環境基本計画」とすることとしました。

新たに生まれ変わった「品川区環境基本計画」を中心に、これまで以上に区内の 環境保全に対する取り組みの機運を高めていきます。

(2)計画の目的

「品川区環境基本計画」とは、区の環境行政に関わる基本方針を定める計画として、環境の視点から目指す将来像と指針を示すものです。

また、各取り組みの方向性や具体的な内容を示し、区民・事業者・区が一体となって取り組むための手引きとしても位置付けられるものです。

更に、優先的に取り組む重点プロジェクトを設定し、より具体的で効果的な取り 組みを推進していきます。

2 第二次環境計画の振り返り

平成 25 (2013) 年度に策定した第二次環境計画は、平成 29 (2017) 年度が計画期間の中間年であり、計画策定からの 5 年間で、各種の環境保全施策を推進してきました。ほとんどの施策・事業について計画に準じて取り組みを進め、多くの指標・目標を達成できましたが、地球温暖化対策を中心に、取り組む余地を残した分野もありました。

(1) 施策・事業の実施状況

第二次環境計画では、環境の分野ごとに 5 つの基本目標を定め、各種の施策・事業を遂行するとともに、代表的な事業を対象に指標・目標を設定して、その進捗管理を行ってきました。

以下に、第二次環境計画の基本目標ごとに、施策・事業の実施状況を以下に示します。

基本目標 1 持続可能な地域社会を実現する(地球環境)

低炭素社会を実現する

■ 区民・事業者に対する地球温暖化対策の重要性は浸透・定着

環境学習講座による意識啓発や、区による区施設への太陽光発電の率先導入等により、地球温暖化対策の重要性は区民・事業者に浸透・定着しつつあります。また、東日本大震災直後の緊急節電等を通して、エネルギー問題がより切実なものとなり、多くの区民・事業者が省エネ行動を心がけています。

■ 区内からの温室効果ガス排出量は、大幅な削減には至らず

人口や世帯数、事業所の床面積の増加に代表されるまちの発展や、東日本大震 災以降の発電所の稼働状況の変化等により、地球温暖化の原因となる温室効果ガ ス^{注)}の大幅な削減には至っていません。

また、エネルギー消費量は平成23(2011)年の東日本大震災を機に減少傾向が続いています。

注) 温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素(以下 CO2 という)を指標としています。

【第二次環境計画の CO2に関する目標】

区の CO₂ 排出量:目標 1,324 千 t-CO₂

実績〔平成 26 (2014) 年〕 2,084 千 t-CO2

一世帯当たりの区の家庭部門 CO₂排出量:

目標 1.7 t-CO2/世帯

実績〔平成 26 (2014) 年〕2.7t-CO₂/世帯

■ 周辺自治体や事業者との連携による効果的な対策の実施が必要

第二次環境計画で掲げた 42 事業のうち、他自治体・事業者と連携を要する事業を除いて概ね実施しています。

事業者の技術・資金等を活用しながら、他自治体との連携に基づく区外での取り組みも視野に入れ、区内の温室効果ガス排出量の削減に寄与する施策・事業に引き続き取り組んでいく必要があります。

循環型社会を実現する

■ 環境学習等の効果によりごみ量は毎年減少し、資源化の取り組みも定着

ごみ量の毎年の減少や資源化率の維持、スケルトン車両を使った環境学習の継続実施等、事業の実施による効果は認められます。ただし、第二次環境計画は計画期間を 2022 年度までとしており、平成 29 (2017) 年度時点では設定した目標には至っていないことから、分別や適切な排出の取り組みを強化し、引き続き発生抑制・資源リサイクル・適正処理の取り組みを推進していく必要があります。

■ 「きれいなまち」を目指した美化促進の強化が必要

第二次環境計画では、まちの清潔さに対する区民満足度の向上を指標として、 美化活動等に取り組んでいましたが、アンケート(p43~参照)による満足度は 横ばいとなっており、更なる取り組みの強化が必要です。

基本目標2 水とみどりがつなぐまちを実現する(自然環境)

■ 水辺の環境保全や親しめる空間づくりは計画どおりに進行中

目黒川と立会川の水質の環境基準は達成されており、今後も継続して水質の向上に努めていきます。また、水辺に親しむことができる空間整備も計画どおりに進められており、より魅力的な空間となりつつあります。

■ 区内のみどりは増えており、長期的な視点で今後も継続

区内の緑化が進んでみどり率は徐々に増加しており、今後も長期的な視点に立って継続的に取り組みます。

基本目標3 健全でやすらぎのある生活環境を実現する(生活環境)

■ 各施策・事業は着実に実施

大気・騒音・振動・悪臭等、すこやかな生活環境を保全するために必要な施策・ 事業については、計画どおりに実施してきました。

■ 更なる改善を目指した継続的な取り組みが必要

大気汚染や道路騒音等、区だけでは改善が困難なものについては、引き続き、 国・都と連携して改善に取り組むことが必要です。

基本目標 4 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる(快適環境)

■ 人にやさしい地域づくりが着実に進行中

放置自転車が年々減少傾向にある等、だれもが安心して生活できる、人にやさ しい地域を目指した施策・事業を実施しています。

■ 魅力ある街並みづくりが着実に進行中

歴史・文化を伝える景観の保全・形成を計画的に進めており、品川の歴史・文化を伝える街並みづくりに取り組んでいます。

共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する(共通)

■ 環境学習の機会が充実

区では、拠点施設等を最大限活用しながら、体験型の環境学習の機会を新たに設ける等、機会づくりに取り組んでおり、第二次環境計画で予定した事業について着実に遂行してきました。今後も、更なる参加拡大を目指して、継続して充実させるよう取り組むことが必要です。

■ 環境保全活動に取り組む事業者は年々増加

第二次環境計画に基づき、エコパワーカンパニー(区の環境認証制度 平成 28 (2016)年度終了)や SHINAGAWA "もったいない"推進店の認定等、事業者との連携による活動を実施してきました。認定事業者数は年々増加しており、環境保全活動に参加する事業者のすそ野が広がりつつあります。

今後も、事業者との連携を深めながら、主体的な取り組みを促していくことが必要です。

(2) 重点プロジェクトの実施状況

第二次環境計画では、5つの重点プロジェクトを定め、優先して取り組んできました。いずれのプロジェクトも概ね計画どおりに取り組むことができ、一定の成果が得られました。

各プロジェクトの実施状況を以下に示します。

重点 1 民間活力を活用した再生可能エネルギー*1の導入推進プロジェクト

家庭・事業者を対象とした太陽光発電設備の設置助成により、区内の太陽光発電の導入を着実に進めることができました。

また、民間事業者による区内小学校等への太陽光発電設備の設置(10kW)を実施し、民間活力導入の新たな実例となりました。

重点 2 水質改善による水辺の魅力アッププロジェクト

勝島運河の水質改善のため、雨水貯留施設の整備等を行い、運河の水質改善を 図りました。

重点3 電気自動車等の有効活用プロジェクト

地域センター等の区内の拠点施設において、庁用車としての電気自動車の導入 に取り組みました。この電気自動車は、非常時のエネルギー源とし活用すること も想定しています。

^{※1} エネルギー源として永続的に利用できると認められているもので、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・その他自然界に存在する熱・バイオマスが規定されている。

重点 4 身近にある「大切な環境」発見プロジェクト

区民による「身近な大切な環境」の発見を支援する取り組みとして、エコライフ・アイデアコンテスト等の事業を行い、区民への意識啓発を図りました。

また、環境記者による提供記事をホームページ等で発信することにより、環境 情報の共有化を図っています。

重点 5 体験型環境学習の充実プロジェクト

小・中学生や地域を対象に、環境に関する「現場」を体感できる体験型環境学習を実施し、区民の環境に関する理解の向上を図りました。



環境学習

3 計画の方針

本計画の策定方針は、以下の4点とします。

方針 1 品川区基本構想と品川区長期基本計画で掲げた「5 つの都市像」の実現に環境 の側面から寄与する

環境は分野横断的な取り組みであり、区が掲げる 5 つの都市像の全ての実現に寄 与します。

特に「4.次代につなぐ環境都市」は関係が深く、環境基本計画がけん引すべき都市像となっています。

なお、新たな品川区長期基本計画は平成32(2020)年度に向けて策定中であり、 本計画もその内容に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

<都市像>

- 1.だれもが輝くにぎわい都市
- 2.未来を創る子育で・教育都市
- 3.みんなで築く健康・福祉都市
- 4.次代につなぐ環境都市
- 5.暮らしを守る安全・安心都市

方針2 新たな社会的動向や技術的動向を踏まえて、時勢に見合った計画とする

環境に対する社会の認識は年々変化しており、それに合わせて、技術や市場の動向も変化しています。気候変動問題では、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、途上国も含めた全ての国が温室効果ガスの排出削減に参加する新たな枠組みの「パリ協定」が採択されました。これらの最新の動向と今後の見通しを踏まえた、時勢に見合った計画とします。(詳細はp25へ)

方針3 国・都の新たな計画との整合を図り、基礎自治体に期待される役割を果たす

国は平成28(2016)年5月に新たな「地球温暖化対策計画」を策定し、平成25(2013) 年度比で平成42(2030)年度までに温室効果ガス26%削減という目標を掲げています。

東京都においても、平成 28 (2016) 年 3 月に「東京都環境基本計画」が策定され、温室効果ガスを平成 12 (2000) 年度比で平成 42 (2030) 年度までに 30%削減、平成 25 (2013) 年度比で 38%削減という目標を掲げています。

これらの計画との整合を図るとともに、区は基礎自治体としての役割を果たしていきます。(詳細は p61 へ)

方針4 区内外の協働を強め、より着実で効果的なネットワークを構築する

高度に都市化された区における環境に関する取り組みは、区内だけでは制約条件が厳しく、実施できない取り組みも多くあります。そこで、区外とも協働を強め、取り組みの幅・質を高めていきます。

4 計画の位置付け

本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「まちづくりマスタープラン」、「水とみどりの基本計画・行動計画」、「一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、環境保全・創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区が掲げる将来像を環境の側面から実現を目指すものです。また、国の環境基本計画法に倣って作成しています。

品川区基本構想〔平成20(2008)年4月〕

<将来像> 輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ

<基本理念> · 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

・ 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる

・ 区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる



品川区長期基本計画〔平成21(2009)年4月〕

<計画期間> 平成 21 (2009) 年度~平成 30 (2018) 年度

<都市像> 1.だれもが輝くにぎわい都市 2.未来を創る子育て・教育都市

3.みんなで築く健康・福祉都市 4.次代につなぐ環境都市

5.暮らしを守る安全・安心都市



本計画

品川区環境基本計画 ※1 (区の環境施策の基本方針)

区全体の温室効果ガス排出削減計画 (p58の基本目標1に対応)※2



国の計画

環境基本計画



都の計画

東京都環境基本計画



品川区職員環境行動計画 ※3

(しながわ職員エコアクト)

(区が一事業者として取り組む温室効果ガス排出削減計画)

〔計画の策定根拠〕

- ※1 「環境基本法」に倣って策定
- ※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画(地域施策編)」として策定
- ※3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として策定

図 1-1 計画の位置付け

5 計画期間

平成 30 (2018) 年度から平成 39 (2027) 年度とします。(原則として中間年、または必要に応じて見直しを行います。)

6 計画の対象範囲

(1)計画の対象地域

本計画の対象は、区全域とします。

(2)対象とする計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、以下のとおりとします。

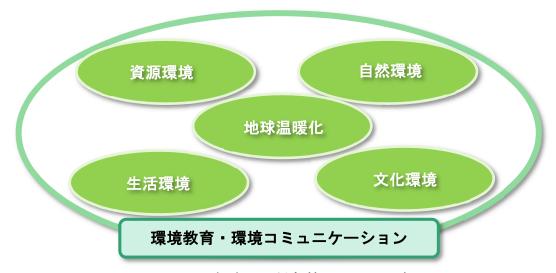


図 1-2 本計画の対象範囲のイメージ

表 1-1 本計画の対象範囲

地球温暖化	地球温暖化対策、気候変動への適応、エネルギー等
資源環境	資源の循環利用、廃棄物減量等
自然環境	植物・動物等からなる生態系保全、河川・運河・公園等の水やみ どりの保全・活用等
生活環境	大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・悪臭・騒音・振動・地盤沈下・ 化学物質による汚染の防止、建築物の環境配慮、人にやさしい地 域づくり等
文化環境	地域の歴史・文化等の特性を活かしたまちづくりと、良好な景観 の保全等
環境教育・ 環境コミュニケ-ション	区内で暮らし学び働く全ての人を対象とした環境教育・環境学習 と、区民・事業者・区の連携による環境活動や情報発信等